



展望

# 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン ポイントを押さえて日々の支援に生かす

「ガイドライン」のワーキング・グループの一員である水島俊彦さんに、ケアマネジャーが「ガイドライン」のどこに注目して、どのように活用していけばいいか、執筆いただきました。



執筆 ▶ 水島俊彦 ● 弁護士、日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター委員

みずしま としひこ

2008年12月司法修習修了。2010年1月から法テラス佐渡法律事務所（新潟県）に赴任。業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、佐渡市や新潟県内各地で成年後見プロジェクトチームを立ち上げ、法人後見の設立、市民後見人の育成等に携わった。2014年7月から1年間英国エセックス大学ヒューマンライツセンターの客員研究員として、成年後見制度と意思決定支援に関する研究に従事。現在は、厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表、法テラス本部常勤弁護士として活動中。著書に名川勝・水島俊彦・菊本圭一編著『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』（中央法規）ほか。

2019年12月号の本誌において、「認知症の人の意思決定支援って？ ガイドラインを読んでみよう」というタイトルでインタビュー記事を掲載いただきました。

インタビュー当時は意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（以下「本ガイドライン」）は作成途上でした。その後、2020年10月30日に本ガイドラインが発出され、おおよそ1年半たちましたので、前回ご紹介した認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（以下「認知症の人ガイドライン」）との関連性も踏まえつつ紹介させていただきます。

## 1 本ガイドラインが作成された経緯、目的

本ガイドラインは、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会をメンバーとする意思決定支援ワーキング・グループが中心となって取りまとめたもので、筆者もメンバーの一員として関与しました。

本ガイドラインが作成された背景としては、成年後見制度が2000年に発足して以来、その運用において、財産保全の観点が重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきたことが挙げられます。そこで、2017年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を進めることが目標とされまし

た。そして、成年後見制度利用促進専門家会議での意見交換において、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方に関する指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされたことが、本ガイドライン作成の契機となりました。

先般、2022年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」）においても「意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、…尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。」とし、「民法第858条等の趣旨に基づき、…後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、…本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌い）や価値観を適切に反映させる必要がある。」としています。特に、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うにあたっては「日常的に本人への支援を行う様々な関係者がチームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要」であり、意思決定支援を進める際には「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインのプロセスに沿って対応することが重要」であると明記されました。このように、第二期基本計画は後見人等に対して、本ガイドラインを踏まえたチームアプローチに基づく意思決定支援を